

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例

昭和29年6月30日

岐阜県条例第29号

改正昭和32年県条例15号

昭和37年県条例12号

昭和41年県条例 8号

昭和50年県条例27号

昭和53年県条例10号

平成 4年県条例16号

平成 6年県条例14号

平成 6年県条例28号

平成14年県条例34号

平成31年県条例26号

第1条 警察法（昭和29年法律第162号。以下「法」という。）第68条第2項の規定に基づき被服を支給し、及び装備品を貸与する。

第2条 被服の品目、員数及び使用期間は、次の表のとおりとする。ただし、特別の事由がある場合には、公安委員会は、知事と協議の上その員数を増減し、又は使用期間を伸縮することができる。

品 目	員 数	使 用 期 間	備 考
冬 帽 子	1 個	16月	
合 帽 子	1 個	16月	
夏 帽 子	1 個	16月	
冬 活 動 帽 子	1 個	16月	
合 活 動 帽 子	1 個	16月	
夏 活 動 帽 子	1 個	16月	
冬 服	1 着	12月	
合 服	1 着	12月	
夏 服	1 着	4月	
冬 活 動 服	1 着	12月	
合 活 動 服	1 着	12月	
防 寒 服	1 着	30月	
雨 衣	1 着	36月	
冬 ワイシャツ	1 着	4月	

合ワイシャツ	1 着	4月	
冬ネクタイ	1 個	4月	
合ネクタイ	1 個	4月	
冬活動ネクタイ	1 個	4月	
合活動ネクタイ	1 個	4月	
ベルト	1 個	36月	
手袋	1 組	12月	
靴下	1 足	4月	
長靴	1 足	36月	
短靴	1 足	24月	ただし、女子の場合の使用期間は、12月とする。

2 警察官に初めて被服を支給する場合には、前項の規定にかかわらず、冬服、合服、及び夏服ズボン又は夏服スカートについては2着、夏服上衣、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては3着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては2個とする。

[昭和32年県条例15号昭和37年県条例12号昭和41年県条例8号昭和50年県

条例27号昭和53年県条例10号平成6年県条例14号同28号・本条一部改正]

第3条 装備品の品目は、次のとおりとし、その員数は、各1（階級章及び識別章については3）とする。ただし、警視以上の階級にある警察官その他勤務の性質上必要がない者に対しては、その一部を貸与しないことができる。

階級章

識別章

警察手帳

手錠

警笛

警棒

けん銃

帯革

けん銃つりひも

ショルダーバック

[昭和32年県条例15号・本条全部改正、昭和50年県条例27号平成6年県条例1

4号・本条一部改正、平成14年県条例34号・本条一部改正]

第4条 次に掲げる勤務に従事する警察官については、必要がある場合には特殊の被服を支給し、又は装備品を貸与することができる。

(1) 機動隊勤務

- (2) 交通取締
- (3) 地域警察
- (4) 寒冷地勤務
- (5) 音楽隊勤務
- (6) その他特殊の勤務

2 制服の着用を要しない特別の勤務に服する警察官には、制服の支給に代えて、その価格の範囲内で代料を支給することができる。

[昭和37年県条例12号昭和50年県条例27号・本条一部改正、平成4年県条例16号・1項一部改正]

第5条 警察官が失職し、退職し、休職を命ぜられ、又は臨時待命を命ぜられ、若しくは承認された場合には、その者は使用期間の満了しない被服及び装備品を県に返納しなければならない。警察官が死亡した場合には、警察本部長は、使用期間の満了しない被服及び装備品を県に返納するための措置を講ずるものとする。

第6条 警察官が使用期間の満了しない被服又は装備品の全部又は一部を滅失し、又はき損した場合には、その滅失し、若しくはき損した被服の品目及び員数と同一の品目及び員数の被服を支給し、又はその滅失し、若しくはき損した装備品に代る装備品を貸与するものとする。但し、その滅失又はき損が本人の故意又は重大な過失による場合は、その者は、滅失し、又はき損した被服又は装備品の代価として品目ごとに知事の定める額を弁償しなければならない。

第7条 この条例に定めるもののほか、被服及び装備品に関する必要な事項は、公安委員会が定める。

[昭和37年県条例第12号・本条一部改正]

#### 附則

- 1 この条例は、昭和29年7月1日から施行する。
- 2 この条例施行前において、既に支給された被服又は既に貸与された装備品は、法附則第11項の規程に基づく譲渡のあった日から、この条例により支給又は貸与されたものとみなし、被服の使用期間は、その支給のあった日から通算する。

附 則 [昭和32年4月1日岐阜県条例第15号]

- 1 この条例は公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に警察職員の服制に関して定めている国家公安委員会規則により、警察官の服制についてなお従前の例による場合における支給品の支給及び貸与品の貸与については、なお従前の例による。

附 則 [昭和37年3月30日岐阜県条例第12号]

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則 [昭和41年3月30日岐阜県条例第8号]

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則〔昭和50年7月23日岐阜県条例第27号〕

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項の表の改正規定及び同条第2項の改正規定並びに第3条の改正規定中ショルダーバックに係る部分は、昭和50年10月1日から施行する。

附 則〔昭和53年3月30日岐阜県条例第10号〕

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に改正前の警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第2条の規定により支給されている盛夏スカート又は盛夏上衣は、改正後の警察官に対する被服及び装備品の貸与に関する条例第2条の規定により支給された盛夏服スカート又は盛夏服上衣とみなし、その使用期間については、改正前の条例第2条の規定により支給された日から起算するものとする。

附 則〔平成4年7月10日岐阜県条例16号抄〕

この条例は、平成4年8月1日から施行する。

附 則〔平成6年3月30日岐阜県条例14号〕

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則〔平成6年10月14日岐阜県条例28号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成14年7月11日岐阜県条例34号〕

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則〔平成31年3月27日岐阜県条例26号〕

この条例は、公布の日から施行する。